

青森市子ども総合プランの一部改定について

1 一部改定の経緯

青森市子ども総合プランは、計画期間を平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間としており、令和 3 年 3 月で計画期間満了を迎えます。

本プランは、旧総合計画※後期基本計画の分野別計画（令和元年度から個別計画という）として策定したものでありますが、平成 31 年 2 月に策定した青森市総合計画前期基本計画（計画期間は令和元年度から令和 5 年度の 5 年間）に掲げた「基本方向」及び「主な取組」と整合性が図られていることから、本プランと青森市総合計画前期基本計画の計画期間の終期を合わせるとともに、一部文言や目標とする指標等の修正・追記を行います。

※ 総合計画 … 本市のまちづくりにおける最上位指針として、目指すべき将来都市像や将来都市像実現のための基本視点等を定めている計画。

年度	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
計画の名称								
青森市総合計画前期基本計画				令和元年度～令和 5 年度（5 年間）				
青森市子ども総合プラン				【改定前】 平成 28 年度～令和 2 年度 （5 年間）			【改定後】 平成 28 年度～令和 5 年度 （8 年間）	

2 一部改定の主な内容

- ・ 計画期間を前期基本計画の終期と合わせ令和 5 年度まで延長
- ・ 統計数値等の時点修正（人口、人口構成、出生数など）
- ・ 青森市総合計画体系図に合わせた相関図の修正
- ・ 目標とする指標及び目標値の修正
- ・ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正（令和元年 6 月）に伴う子どもの貧困対策についての計画としての記載内容の追記

3 スケジュール

令和 2 年	7 月	第 1 回専門分科会（7/29 開催）でフォローアップを実施
	10 月	第 2 回専門分科会（10/2 開催）で一部改定（素案）を審議 今回
	11 月	第 3 回専門分科会で一部改定（案）を審議 （※ 第 3 回専門分科会は必要に応じて開催）
令和 3 年	1 月	民生環境常任委員協議会で一部改定案を報告
	2 月	庁議で計画を決定